

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2002-502413(P2002-502413A)

【公表日】平成14年1月22日(2002.1.22)

【出願番号】特願平11-501996

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 9/50

A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 9/51

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/42

A 6 1 P 17/02

// A 6 1 L 26/00

【F I】

A 6 1 K 9/50

A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 9/51

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 47/42

A 6 1 P 17/02

A 6 1 L 25/00

Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月3日(2005.6.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

17.6.-3  
平成 年 月 日

特許庁長官 小 川 洋 殿



1.事件の表示 平成11年特許願第501996号

2.補正をする者

事件との関係 出願人

名 称 ポリヒール リミテッド

3.代 理 人

住 所 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号  
電話(代) 3211-8741

氏 名 (5995) 弁理士 中 村 稔



4.補正命令の日付 自 発

5. (本補正により請求の範囲に記載された請求項の数は合計「8」となりました。)

6.補正対象書類名 明細書



7.補正対象項目名 請求の範囲

8.補正の内容 別紙記載の通り

## 請求の範囲

1. 患者の創傷を治療するための薬剤を製造するための組成物の使用であつて、該組成物は、細胞膜と多重点接触を形成することができるマイクロスフェアから本質的になり、

該マイクロスフェアは、治療期間中は実質的に生体分解性ではなく、

該マイクロスフェアは、ポリスチレン、アミノ及びカルボキシルからなる群より選ばれた部分を用いて誘導体化されたポリスチレン、ポリリシン、ポリ-N-エチル-4-ビニルピリジニウムプロミド、ポリメチルアクリレート及びシリコーンからなる群より選ばれた材料から製造され、かつ、

該マイクロスフェアの材料は、電荷をもつ表面基が特徴である、ことを特徴とする使用。

2. 前記表面基が硫酸塩、硫酸プロタミン、プロタミン塩及びカルボキシルからなる群より選ばれる、請求項1に記載の使用。

3. 前記表面基がカルボキシルである、請求項2に記載の使用。

4. 前記マイクロスフェアの直径が約0.01～約200μmの範囲内にある、請求項1に記載の使用。

5. 前記マイクロスフェアの直径が約0.1～約100μmの範囲内にある、請求項4に記載の使用。

6. 前記組成物が、前記マイクロスフェアの薬学的に許容しうる担体を更に含み、前記マイクロスフェアが前記担体に実質的に不溶である、請求項1に記載の使用。

7. 該創傷が熱傷創、外傷創、手術創、分娩創及び慢性炎症からなる群より選ばれる、請求項1に記載の使用。

8. 該創傷が皮膚及び筋肉からなる群より選ばれた該患者の身体の一部にある、請求項1に記載の使用。